

			[保険医及び保険薬剤師の使用 医薬品(告示)]
	告示	後期高齢者医療の療養の給付に要する費用 の額の算定に関する基準(診療報酬)	新規告示 ～18.3[老人保健法の規定による 医療に要する費用の額の算定に 関する基準(告示)] →18.4～[診療報酬の算定方法] [要介護被保険者等である患者 について医療を要する費用の額 を算定できる場合]
第74条第2 項	告示	食事療養に要する費用の額の算定基準 ◇健康保険法に基づく同基準の例によるも のとする。	新規告示 [老人入院時食事療養費にかか る食事療養の費用の額の算定に 関する基準]
同条第4項	告示	入院時食事療養費に係る療養の取扱い担当 基準	新規告示 [老人保健法の規定による医療 並びに入院時食事療養費及び特 定療養費にかかる療養の取扱い 及び担当に関する基準]
第75条第2 項	告示	生活療養に要する費用の額の算定基準	新規告示
同条第4項	告示	入院時生活療養費に係る療養の取扱い担当 基準	新規告示
第76条第2 項第1号	告示	保険外併用療養費に係る療養に要する費用 の額の算定基準	新規告示 [老人保健法第17条第2項の規 定に基づき厚生労働大臣が定め る療養(告示)] [老人保健法第31条の3第1項に 規定する療養についての費用の 額の算定に関する基準(告示)]
同条第3項	告示	保険外併用療養費に係る療養の取扱い担当 基準	新規告示 [老人保健法の規定による医療 並びに入院時食事療養費及び特 定療養費にかかる療養の取扱い 及び担当に関する基準(告示)]
第78条第1 項	告示	指定訪問看護事業者の指定を受けることが できる者	新規告示 [指定訪問看護事業者の指定を

同条第4項	告示	指定訪問看護に要する費用の額の算定基準	<p>受けることができる者(告示)]</p> <p>新規告示 [老人訪問看護療養費にかかる指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準] [訪問看護療養費及び老人訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(告示)]</p>
同条第8項	省令	<p>◇訪問看護療養費の支給に係る費用の請求 手続</p> <p>◇診療報酬請求書、診療報酬明細書の様式</p> <p>◇診療報酬請求書等の提出日</p>	<p>訪問看護請求省令(準用された第70条第7項により委任) [老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令]</p>
第79条第1項	告示	◇訪問看護療養費等の請求に係る医療に関する給付として、特定疾患研究事業による治療研究に係る医療の給付等	<p>[老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第1条第1項第8号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(告示)]</p> <p>新規告示 [指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準]</p>

(3) 施行後に制定するもの

<後期高齢者負担率> (平成21年度中に政令公布、平成22年4月1日施行)

法律の条項	政令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第100条第3項	政令	<p>平成22年度以降の後期高齢者負担率</p> <p>◇100分の10から、若人人口の減少率の2分の1の割合で引き上げた率を定める。</p> <p>(注1) 平成22年度以降の後期高齢者負担率 = $10\% + \text{平成20年度の若人負担割合 (約4割)} \times \text{平成20年度から改定年度までの若人減少率} \times 1/2$</p> <p>(注2) 若人減少率 = $(\text{平成20年度の若人人口} - \text{改定年度の若人人口}) / \text{平成20年度の若人人口}$</p>	<p>新規政令or負担金算定政令</p> <p>[平成十八年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る割合及び率を定める政令]</p> <p>[介護負担金算定政令第5条]</p>

5. 医療保険と介護保険を合わせた自己負担限度額(高額介護合算療養費)の創設

【高齢者の医療の確保に関する法律施行令の制定】(19年4月日途公布、20年4月1日施行)

法律の関係条項	該当箇所	内容
第85条第2項	前条[第84条]第2項(高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、～政令で定める。)の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する	後期高齢者医療の高額療養費算定世帯内で後期高齢者医療の自己負担額と介護保険の自己負担額を合算し、年間限度額(高額介護合算療養費算定基準額)を超える場合に高額介護合算療養費を支給すること、年間限度額は一般所得者で56万円とすること等を定める。

Ⅱ 現役並所得者の患者負担の見直し等（平成18年
10月施行関係）

Ⅱ 現役並所得者の患者負担の見直し等（平成18年10月施行関係）

1. 高額療養費の自己負担限度額の見直し

- 賞与を含む報酬総額に見合った水準となるよう、引き上げる。
ただし、低所得者（低所得Ⅱ、Ⅰ）については据え置く。

<70歳以上の自己負担限度額>

	(外来)	(世帯)		(外来)	(世帯)
現役並所得者	40,200円	72,300円+1%	→	44,400円	80,100円+1%
		(多数該当40,200円)			(多数該当44,400円)
一般	12,000円	40,200円	→	12,000円	44,400円

[据え置き]

2. 療養病床に入院する70歳以上の高齢者に係る食費・居住費の負担

- 療養病床に入院する70歳以上の高齢者について、
 - ・ 食費について、食材料費及び調理コスト相当を負担（月額4.2万円）
 - ・ 居住費について、光熱水費相当を負担（月額1.0万円）
- 低所得者については、所得の状況に応じて、負担の軽減を図る。
 - ・ 低所得Ⅱ（住民税非課税世帯） 月額3.0万円
 - ・ 低所得Ⅰ②（年金受給額80万円以下等） 月額2.2万円
 - ・ 低所得Ⅰ①（老齢福祉年金受給者） 月額1.0万円

※ 額は、食費・居住費を合わせた額。

※ 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置（18年8月～20年7月）の対象者の負担額は、次のとおり。

18年8月～9月	2.0万円（低所得Ⅱ）
18年10月～20年7月	3.0万円（見直し後の低所得Ⅱ）
20年8月～	5.2万円（一般）

(老齢福祉年金受給者)

18年8月～9月	1. 0万円(低所得Ⅰ)
18年10月～20年7月	2. 2万円(見直し後の低所得Ⅰ②)
20年8月～	5. 2万円(一般)

- 負担額が現行水準にとどまる患者
入院医療の必要性の高い状態(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等)が継続する患者等については、現行どおり、食材料費のみを負担することとする。

<限度額適用・標準負担額減額認定証の表記>

現行の低所得Ⅰの対象者については、新たに、低所得Ⅰと低所得Ⅱの2つに区分されることとなることから、限度額適用・標準負担額減額認定証の「適用区分」欄について、次のように表記する。

- ・ 低所得Ⅰ②(年金受給額80万円以下等) → 「区分Ⅰ」
- ・ 低所得Ⅰ①(老齢福祉年金受給者) → 「区分Ⅰ(老福)」

Ⅲ 後期高齢者医療制度について(平成20年4月施行関係)

Ⅲ 後期高齢者医療制度について（平成20年4月施行関係）

1. 後期高齢者医療広域連合の設立について（平成19年3月末まで）
広域連合の設立のスケジュール等については、以下のとおりである。
なお、以下の内容については、総務省と調整中である。

（1）スケジュール

- ・ 広域連合については、平成19年3月末までに設立する必要がある。
- ・ 後期高齢者医療制度の施行は20年4月であるが、後期高齢者医療制度施行までの標準的なスケジュール案は、【別添3】の通り。
- ・ 各都道府県における広域連合の設立に向けた準備状況は、【別添4】のとおりであり、3県において広域連合設立準備委員会が設置されたほか、大半の都道府県において、広域連合の設立に向けた具体的取組がなされている。
- ・ 各都道府県においては、市長会・町村会等と相談しながら、引き続き、主導的役割をお願いしたい。
- ・ なお、法律の施行等の期限の範囲内で、地域の実情に応じて、スケジュールが変動することはありうる。

（2）準備委員会の設置

- ・ 準備委員会については、本年9月までに設置していただきたい。なお、これまでに設置された準備委員会の規約は【別添5】のとおりであるので、参考としていただきたい。
- ・ なお、準備委員会の事務局の職員については、これまでの各都道府県の取組をみると、都道府県職員、市町村職員、国保連職員等で構成されている。

（3）広域連合の設立

- ・ 広域連合と市町村との事務分担案については【別添6】のとおりである。
- ・ 上記の事務分担案を踏まえたモデル規約案及び広域連合設立時に必要な条例・規則一覧は【別添7】のとおりである。なお、お示しするのはあくまで標準的な例であり、地方公共団体を拘束するものではないことを念のため申し添える。
- ・ また、高齢者医療確保法第138条第1項において、広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者等の収入の状況等につき、市町村等に対し必要な文書

の閲覧又は資料の提供を求めることができる旨規定されている。

- ・ この規定に基づき、広域連合は、市町村の住基担当部局や税務担当部局に対して情報提供を求め、被保険者管理及び保険料賦課等を行うこととなるが、その際の市町村の対応については、現行の介護保険等における介護保険担当部局等に対する対応と同様の扱いであることを申し添える。
- ・ 上記については、市町村の事務を定める政令の制定と併せて、8月下旬に正式に通知する予定である。

(4) 広域連合の設立に関する支援

- ・ 広域連合の設立に係る一時的経費については、別途連絡したとおり、老人医療費適正化補助金により補助することとしている。
- ・ また、国において、広域連合の被保険者管理・給付事務等に関するシステム開発を行い、各広域連合に配布することとしている。
- ・ なお、地方厚生局においても、都道府県等からの相談等に応ずるとともに、各都道府県の広域連合の設立の進捗状況の把握に努めていただきたい。

後期高齢者医療制度施行までのスケジュール(案)

	地方議会の日程	スケジュール
H18.7		都道府県部局長説明会(於 厚生労働省) 市町村部課長説明会(於 各都道府県)
H18.9	9月議会	準備委員会設置 都道府県担当課長及び準備委員会事務局長会議(於 厚生労働省)
H18.12	12月議会	都道府県、市町村による規約の事前協議 <u>市町村議会の議決(規約の議決、H18年度分賦金)</u>
H19.1		市町村の協議により規約を定める 市町村から都道府県知事に対して申請 都道府県知事の設置許可
H19.2	2月議会	広域連合長選挙 市町村議会(広域連合議会議員選挙(間接選挙の場合)、H19年度分賦金)
H19.3		広域連合議会 <ul style="list-style-type: none"> ・組織、人事、給与、財務等広域連合に係る広域連合条例(20本程度)の制定 ・18年度予算、19年度予算 ・広域計画 (注)必要に応じ、広域連合長による暫定予算の調製、執行
H19.7	6月議会	保険料設定の事前準備 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村住基情報の整理 ・被保険者台帳の作成 ・所得情報の整理 ・医療費の見込み ・関係市町村との保険料設定に関する調整
H19.11上旬		広域連合議会 (保険料条例制定) 保険料賦課決定、 特別徴収のために社会保険庁への情報提供
H20.4		施行

※地域の実情に応じて、変更があり得る。

各都道府県における広域連合の設立準備状況

(平成18年7月6日現在)

1. 広域連合設立準備委員会を設置した都道府県 [3県]

広島県 (6月14日設置)、滋賀県 (7月1日設置)、長崎県 (7月1日設置)

2. 広域連合設立準備委員会の設立のための検討会等を設置した都道府県 [39都道府県]

北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

3. その他 [5県]

青森県、福島県、静岡県、島根県、沖縄県

県名	北海道	岩手県	宮城県	秋田県
① 名称	後期高齢者医療広域連合に係る幹事会	広域連合設立に向けたワーキンググループ	後期高齢者医療広域連合準備検討会	秋田県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の設立に関する検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会を設置するための所要の検討、調整を行うための幹事会	広域連合設立準備委員会を設置するための所要の検討、調整を行う	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年5月25日設置	平成18年4月27日設置	平成18年6月21日設置	平成18年5月12日設置
④ 業務	設立準備委員会の設置検討、広域連合設置のための事前準備	設立準備委員会の設置検討、情報収集等	準備委員会規約案等の作成、情報収集等	設立準備委員会を設立するための所要の検討、調整等
⑤ 構成メンバー	<p>[幹事会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道 1名 ・市町村・広域連合 6名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: right;">計 10名</p> <p>※幹事会の下に「ワーキンググループ」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道 3名 ・市長会・町村会 4名 ・国保連合会 2名 <p style="text-align: right;">計 9名</p>	<p>[ワーキンググループ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 8名 (医療国保課、保健福祉企画室、長寿社会課及び市町村課) ・市町村 4名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: right;">計 15名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(医療国保課国保グループ) 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県市町村課 1名 ・県国保医療課 1名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: right;">計 5名</p> <p>※検討会の下に「ワーキンググループ」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 10名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: right;">計 12名</p> <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 1名 ・町村会 1名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 ・国保連合会

県名	山形県	茨城県	栃木県	群馬県
① 名称	後期高齢者医療広域連合設立準備連絡調整会議	茨城県後期高齢者医療広域連合準備委員会設立のための幹事会	政策懇談会後期高齢者医療広域連合委員会	群馬県後期高齢者医療広域連合検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立準備への協力、情報収集	広域連合設立準備委員会の設立準備のための幹事会	広域連合設立準備委員会の設立準備のため、県と市町村が協議を行う会議	広域連合設立準備委員会の設置準備等のための検討会
③ 設置年月日	平成18年6月5日設置	平成18年5月31日設置	平成18年6月27日設置	平成18年5月24日設置
④ 業務	新制度に関する情報の収集・提供等	広域連合設立に向けた所要の検討・調整等	広域連合設立準備委員会の組織・体制等の検討 広域連合の組織、体制、業務の検討等	設立準備委員会設置のための所要の検討等
⑤ 構成メンバー	<p>[連絡調整会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県長寿社会課 3名 ・県市町村課 2名 ・市町村 12名 ・市長会 2名 ・町村会 2名 ・国保連合会 3名 <p>計 24名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 3名 	<p>[幹事会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 12名 ・市長会、町村会代表 1名 ・国保連合会 1名 ・県(オブザーバー) 2名 <p>計 16名</p> <p>※幹事会の下に「検討会」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会 	<p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 4名 ・市町 10名 <p>計 14名</p> <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 1名 ・町村会 1名 <p>[事務局(準備作業チーム)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 3名 ・市町 6名 ・国保連合会 2名 <p>計 11名</p>	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(国保援護課) 4名 ・市町村 8名 <p>計 12名</p> <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(市町村課) 1名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 2名 <p>計 5名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県